

令和6年度外国人留学生等就職支援事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度外国人留学生等就職支援事業業務委託

2 委託業務の目的

生産年齢人口の減少に伴う労働力不足を補うため、市内企業に対して外国人材の受入れを推進していく必要がある。本事業は、市内企業における外国人雇用の実態、ニーズ等の調査を実施することによる外国人材受入企業の開拓、市内の中小企業等の人材確保及び市内大学、専門学校等の留学生等の市内就職を支援するためのマッチングを図る等、市内中小企業の人材不足の解消に向けた外国人材の活用を目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託業務の概要

(1) 外国人労働者実態調査

市内企業を対象に、外国人雇用の実態、ニーズ等の調査の実施

(2) 企業向け外国人材受入セミナー

市内企業を対象に、外国人材を採用し、活躍してもらうための啓発セミナーの実施

(3) 市内企業と外国人留学生等の交流会

外国人材の採用意欲が高い市内企業と外国人留学生等の交流会の実施

(4) 独自提案による企画の実施

市内中小企業の人材不足の解消に向けた外国人材活用を目的とする、独自提案による企画の実施

5 委託業務内容

(1) 外国人労働者実態調査

ア 調査概要

(ア) 調査対象 岡山市内に本社を置く企業約1,200社（対象企業の抽出は岡山市が行う。）

(イ) 調査期間 令和6年7月中に実施予定とし、岡山市と協議の上、決定する。

(ウ) 調査方法 郵送調査を基本とする。（インターネットの併用も可とする。）

(エ) 調査項目 岡山市が設定し、設問数は20問程度とする。調査項目（設問）について、市内企業の外国人労働者の実態把握や今後の求人開拓に効果があると考えられるものをいくつか提案すること。

イ 実施方法

(ア) 調査票、依頼文書及び返信用封筒の印刷

a 調査票 A4判、両面、8頁以内、1色刷、上質紙（薄口）（調査票の原案は岡山市が作成する。）

- b 依頼文書 A4判、両面、2頁以内、1色刷、上質紙（薄口）（依頼文の原案は岡山市が作成する。）
- c 返信用封筒 長形3号、1色刷
料金受取人払郵便の返信用封筒（返信先は岡山市）を作成すること。
作成枚数は、調査対象数に、予備として100枚を加えた数とする。
作成にあたっては、試し刷りの封筒を市に提出し、市の承認を得ること。
なお、調査票返信に係る郵送料は岡山市の負担とする。

(イ)調査票発送準備

- a 発送用封筒は岡山市が提供する角形2号とする。岡山市が提供する調査対象企業リストをもとに、発送用封筒に印刷を行うこと。（宛名ラベルシールの貼り付けも可とする。）作成にあたっては、試し刷りの封筒を市に提出し、市の承認を得ること。
- b 発送用封筒に調査票、依頼文書及び返信用封筒を封入・封緘すること。封入・封緘した全ての発送用封筒を、(1)ア(イ)にて決定した調査開始日の2日前までに岡山市に引き渡すこと。郵便発送の手続き及び発送に係る郵送料の支払いは岡山市で行う。

(ウ)調査票回収

- a 返送された調査票は市から受託者へ随時引き渡すこととし、受託者は調査票について、開封、整理、点検、保管すること。
- b 回収率は、50%以上を目標とすること。
上記回収率を目指し、必要に応じて電話催促等を行うこと。
- c 回収率の目標達成に向けた工夫について提案すること。

(エ)調査票データ入力

- a データ入力を正確かつ迅速に行うため、入力フォーマット、入力手順（入力、報告、検証、修正、再検証等）、入力マニュアル（入力時の判断基準）等を岡山市と協議の上、作成すること。
- b データ保護のため、作業環境における情報セキュリティ対策（ウイルス、不正アクセス対策等）に万全を期すこと。
- c 入力データについては、一般通信網での転送を禁止する。
- d 調査票の複写は禁止する。
- e 調査票及び入力データは、原則として社外への持ち出しを禁止する。ただし、他支店及び関連会社等に一部を依頼する場合は、あらかじめ岡山市の許可を得ること。
- f ベリファイ入力を行い、入力の正誤を必ずチェックすること。
- g 入力に際し疑義が生じた場合は岡山市と受託者が十分協議の上、岡山市の指示に従うこと。

(オ)インターネットの使用

「(ウ)調査票回収」及び「(エ)調査票データ入力」について、郵送による調査方法に併せて、インターネット回答フォーム等の使用を可とする。使用する場合は、具体的な手法について提案すること。また、情報セキュリティ対策（ウイルス、不正アクセス対策等）に万全を期すこと。

(カ)データ集計

- a 設問ごとに単純集計を行うこと。

b 岡山市からの指示があった設問についてはクロス集計を行うこと。

(キ) 報告書作成

a 調査概要（調査目的、調査方法、調査期間、調査票送付件数・回収数・回収率等）を記載すること。

b データ集計結果について、設問ごとに適切な表とグラフを交えた分析結果を記載すること。

c 自由記述での回答内容はカテゴリーごとに分類をしてまとめること。

d 岡山市からの修正指示があった場合は適宜応じること。

(ク) 納品

a 報告書（A4判、1色刷り、簡易製本）10部を成果品として納品すること。

b 報告書及びデータ集計結果の電子データについて、CD-R又はDVD-Rに記録して納品すること。その際、パスワード等で保護するとともにウイルスチェックを行うこと。なお、報告書の電子データはカラー印刷に対応するものとする。

c 回収した調査票を整理して納品すること。

d 成果品等の納期は令和6年10月10日（木）までとする。

(2) 企業向け外国人材受入セミナー

次の要件を満たすセミナーについて提案すること。

ア 実施回数は1回以上とする。

イ 開催日については令和6年10月10日（木）までの日とすること。なお、開催日の正式な決定は岡山市と協議の上で行うものとする。

ウ 開催時間は1回の開催につき2時間程度とする。

エ 会場については、岡山市内でアクセス、施設設備など総合的に勘案し、適切な場所とすること。

オ 参加者の定員は100人程度とする。

カ セミナーの内容について提案すること。セミナーは異なる2つのテーマとし、留学生を採用している、または採用を検討している企業にとって有益なものとする。また、講師については各テーマに精通した候補者を1名ずつ提案すること。

キ 多くの市内企業の参加が見込まれる募集方法とすること。

ク 開催当日の事務従事者として2人以上配置すること。

ケ 参加者名簿を作成し管理すること。

コ 参加者へアンケートを実施し、調査結果を分析すること。

なお、アンケートの項目は岡山市と協議の上、決定すること。

サ アンケート結果について、セミナー実施後30日以内に提出すること。

(3) 市内企業と外国人留学生等の交流会

次の要件を満たす交流会について提案すること。

ア 実施回数は1回とする。

イ 開催日については「5(2)企業向け外国人材受入セミナー」の開催日以降、令和6年11月29日（金）までの日とすること。なお、開催日の正式な決定は岡山市と協議の上でおこなうものとする。

ウ 交流会の開催時間は3時間程度とする。

- エ 会場については、岡山市内でアクセス、施設設備など総合的に勘案し、外国人留学生等が参加しやすい適切な場所を提案すること。
- オ 交流会の参加企業は岡山市内に本社又は事業所があり、外国人留学生の採用を検討している市内企業20社程度とする。
- カ 交流会の参加留学生は日本国内で就職を考えている外国人留学生等100人程度とする。
- キ 参加企業の募集について、「5(2)企業向け外国人材受入セミナー」の参加企業への呼び掛けや「5(1)外国人労働者実態調査」の回答を参考にするほか、効果的な方法を提案すること。
- ク 参加留学生の募集について、外国人留学生が多く在籍している市内大学、専門学校等への呼び掛けを行うほか、効果的な方法を提案すること。
- ケ 交流会は参加企業ごとにブースを設け、企業と参加留学生が対面式で行うこととする。また、企業や留学生に有益な情報を提供するブースなども含めた会場レイアウト図面及び具体的な運営方法について提案すること。
- コ 参加企業の基本情報や採用予定の業種、職種等について、参加留学生が十分に理解できる有効な方法について提案すること。
- サ 開催当日の事務従事者として4人以上配置すること。また、日本語能力が十分でない参加留学生の質問等にも対応できるよう努めること。
- シ 交流会の参加留学生及び参加企業の参加者名簿を作成し管理すること。
- ス 参加企業、参加留学生及び留学生の学校関係者へのアンケートを実施し、調査結果を分析すること。なお、アンケートの項目（設問）について、今後の外国人材活用に効果があると考えられるものを提案すること。
- セ アンケート結果について、交流会実施後30日以内に提出すること。
- (4) 独自提案による企画の実施
- 市内中小企業の人材不足の解消に向けた外国人材活用を目的とする、独創的な企画を1種類以上提案すること。
- なお、「(2)企業向け外国人材受入セミナー」及び「(3)市内企業と外国人留学生等の交流会」とは別に、趣向を変えて開催するセミナー及びマッチングイベント等の提案も可とする。
- (5) その他
- ア 事業の広報業務
- (ア) 広報の実施
- 予定する広報は次の①～③とし、事業を一体的に実施する上で効果的・効率的なスケジュールを提案すること。
- ①：企業向け外国人材受入セミナー
- ②：市内企業と外国人留学生等の交流会
- ③：独自提案による企画
- (イ) 広報媒体
- 効果的な広報媒体を活用し事業の周知を図ることとし、具体的な周知先・周知方法について提案すること。
- (ウ) チラシ・ポスターの作成・配布
- 上記(ア)①・②の広報チラシ（A4判カラー）及びポスター（A2判カラー）について、

企業向け及び外国人留学生向けをそれぞれ作成することとし、作成枚数及び配布先について提案すること。なお、市の施設等での配布用・掲示用として、各チラシ200枚及び各ポスター10枚を別途岡山市に納品すること。上記(ア)③については提案内容により、別途協議するものとする。

(エ) 広報実施日ほか詳細については、市の広報スケジュールに合わせ効果的に行えるよう、岡山市と協議した上で決定すること。

イ 費用負担

参加企業及び参加留学生からは、一切の費用を徴収しないこと。

6 事業実施に係る提出書類

受託者は、本業務を実施するにあたり、以下の書類を作成、提出し、岡山市の承認を得なければならない。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 委託作業表
- (4) 業務責任者届
- (5) 課税事業者届出書

7 成果品

- (1) 外国人雇用に関する実態調査に関する報告書については「5(1)イ(キ)」のとおり
- (2) 「企業向け外国人材受入セミナー」、「市内企業と外国人留学生等の交流会」及び「独自提案による企画」については、参加者一覧・実施状況、改善すべき課題・改善方法、アンケートの集計・分析結果等を記載した事業実施報告書を提出すること。
- (3) A4判（一部A3判可）にて正副2部作成すること。また、電子資料としてCD-R又はDVD-Rに記録し提出すること。

8 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 本事業で作成した全ての作成物の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 市販の素材集やインターネットなどに限らず、写真・イラストなどの著作物を利用する場合には、他人の著作権を侵害しないように十分注意すること。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張及び損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 業務委託料の支払い等

業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。

10 業務実施の条件

- (1) 本業務で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、岡山市と協議し承認を得ること。
- (2) 岡山市との協議により、実施内容を変更することがある。
- (3) 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

11 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

12 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (3) 労働関係法令
- (4) その他の関係法令

13 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務に関し岡山市から受領又は閲覧した資料等について、岡山市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (3) 受託者は業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

14 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責任に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

15 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに

に、岡山市との協議後は速やかに協議録を提出すること。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

1.6 完了検査

受託者は、事業完了後、岡山市の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。